

鳥羽市水道事業ビジョン検討委員会要綱

(設置)

第1条 鳥羽市水道事業ビジョンを策定するに当たり必要となる事項について検討するため、鳥羽市水道事業ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鳥羽市水道事業ビジョンに関する事項について検討し、その結果を水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 水道使用者
- (3) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、水道課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が招集する。